

# 【 訴 訟 の 主 体 】

(1)

特別裁判籍に関して、財産権上の訴えは、義務履行地を管轄する裁判所に提起することができる。

財産権上の訴え

義務履行地を管轄する裁判所に提起することができる。

(2)

特別裁判籍に関して、手形による金銭の支払いの請求を目的とする訴えは、手形または小切手の支払地を管轄する裁判所に提起することができる。

支払地を管轄する裁判所に管轄を認めると、所持人の訴えの提起が容易になり、債権の早期回収が見込まれる。

ゆえに

手形または小切手による金銭の支払いの請求を目的とする訴えは、手形または小切手の「支払地」を管轄する裁判所に提起することができる。

(3)

特別裁判籍に関して、不法行為に関する訴えは、不法行為があった地を管轄する裁判所に提起することができる。

不法行為があった地における審理は、証拠の迅速かつ容易な収集につながり、訴訟の円滑な進行が可能となる。

ゆえに

不法行為に関する訴えは、不法行為があった地を管轄する裁判所に提起することができる。

(4)

特別裁判籍に関して、不動産に関する訴えは、不動産の所在地を管轄する裁判所に提起することができる。

不動産に関する訴え

当該不動産の所在地を管轄する裁判所に提起することができる。

(5)

特別裁判籍に関して、登記に関する訴えは、登記をすべき地を管轄する裁判所に提起することができる。

登記または登録に関する訴え

登記または登録をすべき地を管轄する裁判所に提起することができる。

(6)

民法上の行為能力者は、訴訟能力者である。

「訴訟能力」……訴訟当事者として自ら単独で有効に訴訟行為を行い、または相手方もしくは裁判所の行う訴訟行為を有効に受け得るために必要とされる能力のことで、原則として民法その他の法令に従う。

民法上の行為能力者は、訴訟能力者である。

(7)

未成年者は、親権者の同意を得た場合であっても、自ら訴訟行為をすることができない。

未成年者は、訴訟無能力者である。

法定代理人によらなければ、訴訟行為をすることができない。

ただし

未成年者が独立して法律行為ができる場合は、この限りではなく、訴訟能力を有する。

(8)

被保佐人は、保佐人の同意を得なくとも、相手方が提起した訴えについて応訴することができる。

被保佐人が自ら訴訟行為をする場合、原則として保佐人の同意が必要。

しかし

相手方の提起した訴えまたは上訴につき訴訟行為をする場合は、保佐人の同意を要しない。

(9)

外国人は、その本国法によれば訴訟能力を有しない場合であっても、日本の法律によれば訴訟能力を有すべきときは、訴訟能力者とみなされる。

外国人は、その本国法によれば訴訟能力を有しない場合であっても、日本の法律によれば訴訟能力を有すべきときは、訴訟能力者とみなす。

(10)

成年被後見人の成年後見人は、成年被後見人がした訴訟行為を取り消すことができるのではなく、その行為自体が無効となる。

訴訟能力は、訴訟行為の有効要件である。

ゆえに

訴訟無能力者である成年被後見人の訴訟行為は取り消しうるものではなく、無効なものとなる。

(11)

簡易裁判所が、その管轄に属する訴訟を、職権で、その所在地を管轄する地方裁判所に移送したときは、当事者は、その決定に対して不服を申し立てることができる。

簡易裁判所は、訴訟がその管轄に属する場合においても、相当と認めるときは、申立てによりまたは職権で、訴訟の全部または一部をその所在地を管轄する地方裁判所に移送できる。

この移送の決定に対しては、即時抗告をすることができる。

(12)

簡易裁判所は、その管轄に属する訴訟について、当事者がその所在地を管轄する地方裁判所への移送を申し立て、相手方がこれに同意したときは、移送により著しく訴訟手続を遅滞させることとなる場合を除き、被告が本案について弁論をした後であっても、訴訟の全部または一部を申立てに係る地方裁判所に移送しなければならない。

第一審裁判所は、訴訟がその管轄に属する場合においても、当事者の申立ておよび相手方の同意があるときは、移送により著しく訴訟手続を遅滞させることとなる場合を除き、訴訟の全部または一部を申立てに係る地方裁判所または簡易裁判所に移送しなければならない。

第一審裁判所が簡易裁判所であるときは、被告が本案について弁論をし、もしくは弁論準備手続において申述をしたあとであっても、その所在地を管轄する地方裁判所への移送の申立てをすることができる。

(13)

地方裁判所は、係属した訴訟が、その管轄区域内の簡易裁判所の管轄に属する場合でも、その簡易裁判所にすべての訴訟を移送しなければならないわけではない。

地方裁判所は、訴訟がその管轄区域内の簡易裁判所の管轄に属する場合においても、その簡易裁判所の専属管轄に属するものを除き、相当と認めるときは、申立てによりまたは職権で、訴訟の全部または一部について自ら審理および裁判をすることができる。

(14)

簡易裁判所に係属している訴訟の被告が反訴で地方裁判所の管轄に属する請求をした場合において、相手方の申立てがあるときは、簡易裁判所は、決定で、本訴および反訴を地方裁判所に移送しなければならない。

訴訟が簡易裁判所に係属中に、被告が反訴で地方裁判所の管轄に属する請求をした場合において、相手方の申立てがあるときは、簡易裁判所は、「決定」で、本訴および反訴を地方裁判所に移送しなければならない。

(15)

簡易裁判所は、その管轄に属する不動産に関する訴訟につき被告の申立てがあるときは、その申立ての前に被告が本案について弁論をした場合を除き、訴訟の全部または一部をその所在地を管轄する地方裁判所に移送しなければならない。

簡易裁判所は、その管轄に属する不動産に関する訴訟につき被告の申立てがあるときは、訴訟の全部または一部をその所在地を管轄する地方裁判所に移送しなければならない。

ただし

その申立ての前に被告が本案について弁論をした場合は除かれる。

## 【 訴 訟 の 開 始 】

(16)

給付の訴えにおいて主張される給付請求権には、金銭の支払や物の引渡しを目的とするもの以外にも、作為または不作為を目的とするものも含まれる。

主張される給付請求権は、金銭の支払や物の引渡し・明渡しを目的とするものだけでなく、登記申請などの意思表示をすることや、その他の作為・不作為を目的とするものも含まれる。

(17)

給付の訴えにおいて主張される給付請求権は、口頭弁論終結時に履行すべき状態にならなくても認められる場合もある。

給付の訴えにおいて主張される給付請求権

口頭弁論終結時に履行すべき状態になくても、将来の給付があれば認められる。

(18)

給付の訴えを認容する判決においては、裁判所は、必ず担保を立てて、または立てないで仮執行をすることができることを宣言しなければならないわけではない。

仮執行宣言を付すか否かは、裁判所の裁量に委ねられる。必ず仮執行宣言を付さなければならないわけではない。

(19)

給付の訴えを認容する判決が確定すると、給付義務が存在するという判断に既判力が生ずる。

給付の訴えを認容する判決が確定すると、原告の主張する給付義務が存在するという判断に既判力が生ずる。

(20)

給付の訴えを却下する判決が確定しても、給付義務が存在しないという判断に既判力は生じない

。

給付の訴えにおいて、給付義務が存在しないという判断に既判力が生ずるのは、「請求棄却の判決」が確定した場合。

訴えの却下判決は、実体審理に入っていないので、給付義務が存在しないという判断に既判力が生じない。

(21)

AがBに対して提起した不動産の所有権確認訴訟の係属中に、AがCに対し、同一の不動産に関して所有権確認の別訴を提起することは、重複起訴の禁止には当たらない。

「重複起訴」……当事者が同一であり、かつ訴訟物たる権利関係が同一である事件につき、訴えを重ねて提起すること。

ゆえに

当事者が異なっているときは、同じ権利関係を主張しているときでも、同一の事件には当たらない。

(22)

AがBに対して提起した貸金債務不存在確認訴訟の係属中に、BがAに対し、同一の貸金債権に関して貸金返還請求の別訴を提起することは、重複起訴の禁止に反する。

同一請求権について、既に確認訴訟が別の裁判所に係属している場合

給付訴訟を提起することは、重複起訴の禁止に反する。

(23)

AがBに対し、債権者代位権に基づきCに代位して提起した貸金返還請求訴訟の係属中に、CがBに対し、同一の貸金債権に関して貸金返還請求の別訴を提起することは、重複起訴の禁止に反する。

重複起訴は当事者が同一であることが条件

形式的には当事者が異なっても、後訴の当事者が、係属中である前訴の判決の既判力を受けるような場合も含まれる。

(24)

AがBに対して提起した貸金返還請求訴訟の係属中に、別訴において、Aが同一の貸金返還請求権を自働債権として相殺の抗弁を主張する場合にも、重複起訴の禁止の趣旨は妥当し、当該抗弁を主張することはできない。

係属中の訴訟において訴訟物となっている債権を自働債権として、他の訴訟において相殺の抗弁を主張

重複起訴の禁止に反する。

(25)

裁判所は、重複起訴の禁止に反する場合、その旨の被告の抗弁の有無にかかわらず、訴えを却下しなければならない。

重複起訴の禁止に反するか否かは、裁判所が職権をもって調査しなければならない。これに抵触すると判断した場合は、裁判所は後訴を判決で却下しなければならない。

(26)

Aは、Bとの間で、売買契約を締結する際に、当該契約に基づく訴訟についてはAの住所地の地方裁判所を管轄裁判所とする旨の合意をしていたので、Aの住所地の地方裁判所に当該契約に基づく訴訟を提起した。ところが、裁判所は、専属管轄違反を理由として、訴訟を他の裁判所に移送する旨の決定をした。この裁判所の措置は処分権主義に反しない。

「処分権主義」……当事者に審判を求め、かつ、その対象を特定・限定できる権能と、判決によらずに訴訟を終了させる権能を認める建前のこと。

管轄の合意は、審判を求めること、あるいはその対象を特定・限定することに関する合意ではない。

ゆえに

処分権主義に基づくものではない。

(27)

AがB及びCを共同被告として訴えている訴訟において、Bが口頭弁論期日において請求を認諾する旨の意思表示をした。ところが、裁判所は、当該訴訟が固有必要的共同訴訟であることを理由としてBの請求の認諾を認めず、証拠調べを実施した上で、A敗訴の判決を言い渡した。この裁判所の措置は処分権主義に反しない。

「固有必要的共同訴訟」……共同訴訟とすることが法律上強制され、かつ、合一確定の必要のある訴訟のこと。

請求の認諾は、他の共同訴訟人の不利益となるもの。

共同訴訟人の1人が単独で行っても、その効力は生じない。

(28)

AがBに対して債務不存在確認訴訟を提起した。裁判所は、証拠調べの結果、Aの債務が存在するとの心証を得たことから、Bの反訴の提起がないにもかかわらず、Aの債務が存在することを確認する旨の判決を言い渡した。この裁判所の措置は処分権主義に反する。

処分権主義

裁判所は、当事者の申し立てていない事項については、判決をすることはできない。

(29)

AがBに対して100万円の支払を求める損害賠償請求訴訟を提起したところ、Bは、Aの損害は20万円であると主張して争った。ところが、裁判所は、証拠調べの結果、Aの損害は60万円であったと認定して、Bに60万円の支払を命ずる判決を言い渡した。この裁判所の措置は処分権主義に反しない。

### 処分権主義

審判範囲の特定についても、当事者の意思が尊重され、当事者の申立事項と判決事項は一致していなければならない。

この選択肢については、申立事項と判決事項とが形式的に一致していない。

しかし

- ・相手方にとって不意打ちではない。
- ・原告にとって、最大限自己に有利な判決を得ようとする心情に反していない。

(30)

AがBに対して貸金返還請求訴訟を提起した。裁判所は、Aの請求を認めて、Bに金銭の支払を命ずる判決をするに当たり、Aの申立てがないにもかかわらず、当該判決につき仮執行宣言を付した。この裁判所の措置は処分権主義に反しない。

### 仮執行宣言

未確定の終局判決に、それが確定した場合と同様に、その内容を実現し得る執行力を付与する。

財産権上の請求に関する判決については、裁判所は、必要があると認めるときは、申立てまたは職権で、担保を立ててまたは立てないで、仮執行をすることができることを宣言できる。

処分権主義に反しない。